

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

規 則

- 規則第4号 宇治市公印規則の一部を改正する規則
 (市民課) … 2
- 規則第5号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則
 (税務課) … 2
- 規則第6号 宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
 (長寿生きがい課) … 2
- 規則第7号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 2
- 規則第8号 火災予防規則の一部を改正する規則
 (予防課) … 3
- 規則第9号 宇治市公用自動車管理規則及び宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則
 (資産活用推進課) … 3
- 規則第10号 宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則
 (契約課) … 4
- 規則第11号 宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則
 (消防総務課) … 4
- 規則第12号 宇治市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 4
- 規則第13号 宇治市行政手続条例施行規則及び宇治市聴聞規則の一部を改正する規則
 (総務課) … 5
- 規則第14号 宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 5
- 規則第15号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
 (人事課) … 6
- 規則第16号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 7
- 規則第17号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 7
- 規則第18号 宇治市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 8

告 示

- 告示第52号 公金事務の委託..... (市民課) … 9
- 告示第53号 令和8年度国民健康保険料率の決定
 (国民健康保険課) … 9
- 告示第54号 公金事務の委託..... (市民課) … 10
- 告示第55号 公金事務の委託..... (観光振興課) … 10
- 告示第56号 公金事務の委託..... (市民協働推進課) … 10

- 告示第57号 公金事務の委託..... (市民協働推進課) … 10
- 告示第58号 公金事務の委託..... (市民協働推進課) … 10
- 告示第59号 公金事務の委託..... (市民協働推進課) … 10

訓 令 甲

- 訓令甲第1号 宇治市職員扶養手当取扱規程の一部を改正する規程
 (人事課) … 11
- 訓令甲第2号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令
 (人事課) … 11
- 訓令甲第3号 宇治市警備員規程を廃止する規程
 (資産活用推進課) … 12
- 訓令甲第4号 宇治市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程
 (資産活用推進課) … 12
- 訓令甲第5号 宇治市職員通勤手当支給規則の運用に関する規程の一部を改正する規程
 (人事課) … 13

公 告

- 公告第25号 菟道小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札..... (契約課) … 13
- 公告第26号 大久保小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札..... (契約課) … 15
- 公告第27号 小倉小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札..... (契約課) … 17
- 公告第28号 笠取小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札..... (契約課) … 19

消 防 本 部

- 訓令甲第2号 宇治市火災予防規程の一部を改正する規程..... 22
- 訓令甲第3号 宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程
 22
- 訓令甲第4号 宇治市火災予防査察規程及び宇治市火災予防違反処理規程の一部を改正する規程..... 23

公 営 企 業

- 規程第2号 宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程..... 23
- 告示第2号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始..... 23

(揭示済)

規則

宇治市公印規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第4号

宇治市公印規則の一部を改正する規則

宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「住民基本台帳カード並びに」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第5号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号を次のように改める。

(4) 削除

別記様式第51号の(表)中

「

扶	養
---	---

」を「

扶	養
特定親族特別	

」に、

「

専	特	専
従	親	従
者		者

」を「

専	特	専
従	親	従
者		者

」に改める。

専	特	専
従	親	従
者		者
人	人	人

別記様式第52号の(表)中

「

扶	養
---	---

」を「

扶	養
特定親族特別	

」に改める。

別記様式第54号を次のように改める。

別記様式第54号 削除

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市市税条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。

(揭示済)

3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第6号

宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成5年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表設備の欄「浴室」を削る。

別記様式第1号中「

様

」を「宛て」に改め、「

◎

」を削り、「性別 男・女」を「電話番号」に改める。

電話

別記様式第2号中「男・女」及び「浴室、」を削る。

別記様式第3号及び第5号中「

◎

」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宇治市地域福祉センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後におけるセンターの設備の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市地域福祉センター条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第7号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和28年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 条例第11条に規定する特殊勤務手当の支給を受ける職員には、当該手当に係る作業等に従事したことに対して支給されるべき条例第12条に規定する特殊勤務手当は支給しない。

別表中

災害応急作業等 従事手当	1日	840円	当該作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、勤務1日につき1,680円とする。
-----------------	----	------	---

を

災害応急	重大	1日	840円	当該作業が著しく危
------	----	----	------	-----------

作業等従事手当	な災害			険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、勤務1日につき1,680円とする。
	大規模な災害	1日	1,080円	当該作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、勤務1日につき2,160円とする。
大型獣対応作業従事手当		1回	1,000円	
犬、猫等死体収集作業従事手当		1日	500円	

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の作業に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前の作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市火災予防規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第8号

宇治市火災予防規則の一部を改正する規則

宇治市火災予防規則（昭和55年宇治市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第8条」を「、第7条の3第2項、第8条」に改める。

第12条第1号中「・サウナ設備」を「・簡易サウナ設備・一般サウナ設備」に改める。

第16条の4の次に次の1条を加える。

(火災に関する注意報)

第16条の5 条例第28条の2第1項に規定する別に定める基準は、本市の区域内において、乾燥注意報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条第1項に規定する気象注意報（以下「気象注意報」という。）のうち、空気の乾燥によって災害が起こるおそれがある場合に、気象庁がその旨を注意して行う予報をいう。以下同じ。）が引き続き4日以上発表されていることとする。

2 市長は、条例第28条の2第1項の規定により火災に関する注意報（以下「火災注意報」という。）を発した日の翌日以後の日の午前5時の時点において乾燥注意報が発表されていない場合には、火災注意報を解除するものとする。

第17条各号列記以外の部分中「各号に掲げるもの」を「いずれにも該当する場合」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 本市の区域内において、乾燥注意報が引き続き5日以上発表されていること。

(2) 本市の区域内において、強風注意報（気象注意報のうち、強風によって災害が起こるおそれがある場合に、気象庁がその旨を注意して行う予報をいう。以下同じ。）が発表されていること。

同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の場合に該当して火災警報を発した場合において、乾燥注意報又は強風注意報が解除されたときは、火災警報を解除するものとする。

別記様式第7号中「乾燥設備・サウナ設備」を「ヒートポンプ冷暖房機」

「乾燥設備・簡易サウナ設備」に改める。

一般サウナ設備

ヒートポンプ冷暖房機」

別記様式第16号の6中

「」を

サウナ設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

「」に

簡易サウナ設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
一般サウナ設備	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の規則第17条第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発表された消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定による火災に関する警報について適用する。

(経過措置)

3 改正後の規則第16条の5第1項及び第17条第1項第1号に規定する期間は、施行日から起算する。

(揭示済)

宇治市公用自動車管理規則及び宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第9号

宇治市公用自動車管理規則及び宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則

(宇治市公用自動車管理規則の一部改正)

第1条 宇治市公用自動車管理規則（昭和49年宇治市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「作業技師」を「者」に改める。

(宇治市文書等管理規則の一部改正)

第2条 宇治市文書等管理規則（平成10年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「職員」を「者」に改める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第10号

宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

(宇治市財務規則の一部改正)

第1条 宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第109条第1項第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第2号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同項第3号中「400,000円」を「800,000円」に改め、同項第4号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同項第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

(宇治市公共工事の前払金に関する規則の一部改正)

第2条 宇治市公共工事の前払金に関する規則(昭和49年宇治市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市財務規則及び宇治市公共工事の前払金に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第11号

宇治市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

宇治市消防本部の組織に関する規則(昭和46年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2予防課の部指導係の項第1号中「許認可」を「許認可及び査察」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第12号

宇治市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員通勤手当支給規則(昭和33年宇治市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「を所属長」を「により所属

長」に、「並びに」を「、」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項第3号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは条例第10条第3項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第4条中「提示」を「提示又は第8条の5に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「(次項)を(次項及び第8条の3第2号)」に改める。

第8条の3第1号中「(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2号中「以上で」を「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)以上で」に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「未滿」を「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)未滿」に、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第8条の4の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第8条の5 条例第10条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務部署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第8条の6 条例第10条第3項に規定する規則で定める職員は、第8条の3第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第8条の7 条例第10条第3項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未滿の端数が

あるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合算した額

第10条の2第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「に変更」を「若しくは駐車場等の料金に変更」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市行政手続条例施行規則及び宇治市聴聞規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第13号

宇治市行政手続条例施行規則及び宇治市聴聞規則の一部を改正する規則

(宇治市行政手続条例施行規則の一部改正)

第1条 宇治市行政手続条例施行規則(平成9年宇治市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(公示送達の方法)

第2条 宇治市行政手続条例第15条第4項(同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(宇治市聴聞規則の一部改正)

第2条 宇治市聴聞規則(平成9年宇治市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該行政庁の揭示場に掲示することによって行つた」を「通知をした」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第14号

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年宇治市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第12号中「5日」を「10日」に改め、同項に次の3号を加える。

(17) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要があると認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の時間

(18) 会計年度任用職員が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫(以下「介護対象家族」という。)の介護その他市長が定める世話を行う場合 1の年度において5日(介護対象家族が2人以上の場合には、10日)の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者及び週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第6に定める日数とする。

(19) 会計年度任用職員(補助的業務従事者を除く。)が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要があると認められる期間

第12条第2項中「及び第9号」を「、第9号、第17号及び第18号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 任命権者は、妊娠中の女子の会計年度任用職員が高度の妊娠障害である場合には、勤務しないことが相当であると認められる期間の無給の休暇を与えるものとする。

別表第1中「」を「」に改める。

雇入れ時	雇入れ時
5日	10日

別表第2中「」を「」に改める。

雇入れ時	雇入れ時	
3日	4日	雇入れ時
2日	3日	7日
1日	2日	5日
0日	1日	3日
		1日

別表第6中「第12条第3項第3号」を「第12条第1項第18号」に、「」を「」に改める。

第12条第1項第12号に規定する場合	第12条第1項第12号に規定する場合
4日	8日
3日	6日
2日	4日
1日	2日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公

布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第15号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市防災規則の一部改正)

第1条 宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第11号を次のように改める。

Ⅱ) にしおぐら小地区班

第8条第1項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同条第5項第2号中「第15号」を「第13号」に改め、同項第3号中「第1項第16号から第24号」を「第1項第14号から第22号」に改める。

別表第3中「

西日本電信電話株式会社

」を「NTT西日本株式会社」に改める。

NTT西日本株式会社

(宇治市財務規則の一部改正)

第2条 宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第8中

総務・市民協働部長	所管に係る現金の収納及び保管 所管に係る物品の収納及び保管	総務課長 資産活用推進課長 契約課長 市民協働推進課長 市民課長
	一般職員の勤務時間外における市民課に属する業務に係る手数料の収納及び保管	警備業務に従事する作業技師

総務・市民協働部長	所管に係る現金の収納及び保管 所管に係る物品の収納及び保管	総務課長 資産活用推進課長 契約課長 市民協働推進課長 市民課長
-----------	----------------------------------	--

人権環境部長	所管に係る現金の収納及び保管 所管に係る物品の収納及び保管	人権啓発課長 男女共同参画課長 環境企画課長 環境企画課生活環境係長 まち美化推進課長
	一般職員の勤務時間外における犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料の収納及び保管	警備業務に従事する作業技師

人権環境部長	所管に係る現金の収納及び保管 所管に係る物品の収納及び保管	人権啓発課長 男女共同参画課長 環境企画課長 環境企画課生活環境係長 まち美化推進課長
--------	----------------------------------	---

「学校改革推進課長」を「学校改革推進課長 学校給食センター所長」に、

「西小倉小学校長」を「にしおぐら小学校長」に改める。

北小倉小学校長

南小倉小学校長

(委員会等の職員に対する事務補助執行規則の一部改正)

第3条 委員会等の職員に対する事務補助執行規則(昭和58年宇治市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「に規定する所長」を「及び宇治市学校給食センター条例(令和8年宇治市条例第11号)第4条に規定する所長」に、

分掌規則第4条第1項に規定する部長及び副部長並びに分掌規則別表第1に規定する教育総務課の職員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4に規定する総合教育会議の事務に関すること。
--	---

分掌規則第4条第1項に規定する部長及び副部長並びに分掌規則別表第1に規定する教育総務課の職員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4に規定する総合教育会議の事務に関すること。
分掌規則第4条第1項に規定する部長及び副部長並びに分掌規則別表第1に規定する教育総務課、学校管理課及び教育総合推進センター学校改革推進課の職員	旧西小倉小学校、旧北小倉小学校及び旧南小倉小学校の維持管理及び暫定利用に関すること。

改める。
(宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 宇治市職員の管理職手当に関する規則(昭和59年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「、建設総括室長」を削り、同項第4号中「、会計室長」を「、建設総括室長、会計室長」に改め、同項第8号中「及び河原青少年センター館長」を「、河原青少年センター館長及び学校給食センター所長」に改める。

(宇治市職員服装規則の一部改正)

第5条 宇治市職員服装規則(昭和63年宇治市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、監査委員事務局長」を「、学校給食センター所長、監査委員事務局長」に改める。

別表第2中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同表第9項中「集会所」を「集会所等」に改め、同項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 市民協働推進課において市民相談等の事務に従事する職員で、庁外勤務に従事する者	防寒服	1
--	-----	---

（宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第6条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「又は幼稚園長」を「、幼稚園長又は学校給食センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第16号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条各号列記以外の部分中「子（）」を「子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも）」に改める。

第27条第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 継続して2日以内となる傷病休暇には、医師の診断書又は医療機関の診療明細書の写し

(13) 継続して3日以上となる傷病休暇には、医師の診断書

第27条に次の1号を加える。

(14) 前2号の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項第1号及び同条第7項第3号に規定する感染症に罹患したことにより受ける継続して5日以内の傷病休暇には、医療機関の領収書の写し、医療機関の診療明細書の写しその他市長が定める書類

別表第3を次のように改める。

別表第3（第20条関係）

職員	日数
子 当該子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	8日
人 当該子が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	7日（ただし、当該子が障害のある子又は特別支援学校に在籍する子（以下「障害のある子等」という。）である場合にあつては、8日）
養 当該子が満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	5日（ただし、当該子が障害のある子等である場合にあつては、6日）
育 当該子が障害のある子等であつて満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	4日

子 当該子のうち最年少である子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	8日に最年少である子以外の子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき2日（最年少である子以外の子のうち最年少である子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該子につき5日）、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき1日を加算した日数
---	--

人 当該子のうち最年少である子が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	7日（障害のある子等である場合にあつては、8日）に最年少である子以外の子が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき1日、最年少である子以外の子が障害のある子等で、かつ、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき2日、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき1日を加算した日数
--	--

養 当該子のうち最年少である子が満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	5日（障害のある子等である場合にあつては、6日）に最年少である子以外の子が障害のある子等であつて、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき1日を加算した日数
---	--

育 当該子のうち最年少である子が障害のある子等で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合	4日に最年少である子以外の子が障害のある子等で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては1人につき1日を加算した日数
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第17号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「」を「」に改め

人事研修係
給与係

人事係 人材確保
・育成係 給与係

、同表政策企画部の部デジタル政策課の項中「企画調整係」を「DX推進係」に改め、同表建設部の部住宅課の項中「市営住宅建替推進係」を削る。

別表第2市長公室の部人事課の項を次のように改める。

人事課	人事係	(1) 職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関する事。 (2) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 (3) 組織管理に関する事。 (4) 職員の定数配置に関する事。 (5) 人事に関する事及び人事に関し他の任命権者との連絡に関する事。 (6) 人事制度の運用に関する事。 (7) 職員団体にに関する事。 (8) 会計年度任用職員の任用等に関する事。 (9) 職員の公務災害に関する事。
	人材確保・育成係	(1) 職員の採用に関する事。 (2) 職員の育成・研修に関する事。 (3) 人事制度の研究に関する事。 (4) 職員団体にに関する事。
	給与係	(1) 職員の給与に関する事。 (2) 職員の昇給及び昇格に関する事。 (3) 特別職報酬等審議会に関する事。 (4) 給与に関し他の任命権者との連絡に関する事。 (5) 給与制度に関する事。 (6) 職員団体にに関する事。

別表第2政策企画部の部デジタル政策課の項を次のように改める。

デジタル政策課	DX推進係	(1) DXの計画的な推進に関する事。 (2) DX推進検討会議及びワーキンググループ等の運営に関する事。 (3) 先端デジタル技術の調査、研究及び導入に関する事。 (4) マイナンバー制度に係る調整に関する事。 (5) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく電子証明書に関する事。 (6) 個人番号カード（券面記載事項変更の受付に関する事を除く。）に関する事。
	システム運用係	(1) 情報システム開発、調整及び管理運用に関する事。 (2) 電算室及び電算機等の管理運用に関する事。 (3) ICTを活用した取組の調整及び管理運営に関する事。 (4) 自治体システム等の標準化に関する事。 (5) 情報システムのセキュリティー対策に関する事。 (6) 電算処理に係るデータの保護及び管理に関する事。

別表第2総務・市民協働部の部市民協働推進課地域活動支援係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地域における活動の相談及び支援に関する事。

別表第2総務・市民協働部の部市民課市民係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同部市民課住民登録係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表第2福祉子ども部の部保育支援課計画係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 子ども誰でも通園制度に関する事。

別表第2福祉子ども部の部保育支援課保育支援係の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 子ども誰でも通園制度に関する事。

別表第2建設部の部建設総務課管理係の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 国有財産、府有財産、私有財産等に係る使用許可の継続申請に関する事。

別表第2建設部の部建設総務課明示係の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第2建設部の部建設総務課占用係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号を1号ずつ繰り上げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 公共基準点の管理に関する事。

別表第2建設部の部住宅課住宅係の項に次の1号を加える。

(6) 善法・東山地区住環境改善事業に関する事。

別表第2建設部の部住宅課市営住宅建替推進係の項を削る。

別表第2都市整備部の部歴史まちづくり推進課文化財保護係の項中第5号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) その他文化財に関する事。

別表第2都市整備部の部歴史まちづくり推進課文化財保護係の項中第4号を第6号とし、第3号を削り、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 文化財の保存、活用に関する事。

(2) 世界遺産に関する事。

(3) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。

別表第2都市整備部の部歴史まちづくり推進課景観係の項に次の1号を加える。

(5) 文化財の保存、活用に関する事。

別表第2都市整備部の部建築指導課建築指導係の項第13号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第18号

宇治市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市職員旅費条例施行規則（令和7年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
----	---------------

	特別職	一般職
東京都	27,000円	21,000円
京都府	26,000円	20,000円
千葉県、兵庫県、福岡県	22,000円	17,000円
埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	21,000円	16,000円
北海道、香川県	20,000円	15,000円
岡山県、広島県、熊本県	18,000円	14,000円
山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	17,000円	13,000円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	16,000円	12,000円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	14,000円	11,000円
岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	13,000円	10,000円
福島県、鳥取県、山口県	12,000円	9,000円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市職員旅費条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が宇治市職員旅費条例（昭和26年宇治市条例第55号。）第4条に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合において同条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条例第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を出した旅行、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合において同条例第2項の規定により旅費を支給する旅行及び施行日前に同条例第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を出し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が同条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について宇治市職員旅費条例第3条第6項又は第7項の規定により旅費を支給する場合における宿泊費及び包括宿泊費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額の算定については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（揭示済）



宇治市告示第52号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
株式会社KBS京都営業所
京都府木津川市相楽城西71番地1-225
- 2 委託事務
電話予約による住民票の写し及び印鑑登録証明書の休日交付に係る手数料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

宇治市告示第53号

令和8年度国民健康保険料率の決定について

令和8年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定したので、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第16条第2項（第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

令和8年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

- 所得割 100分の9.87
- 被保険者均等割 36,600円
- 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 22,700円

イ 特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 11,350円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 17,025円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- 所得割 100分の3.10
- 被保険者均等割 11,300円
- 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

イ 特定世帯 3,500円

ウ 特定継続世帯 5,250円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.92
被保険者均等割	12,200円
世帯別平等割	6,000円
一般被保険者に係る子ども・子育て支援金等賦課額の保険料率	
所得割	100分の0.31
被保険者均等割	1,100円
18歳以上被保険者均等割	80円
世帯別平等割	アからウまでに掲げる世帯の区分 に応じ、アからウまでに定める額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯	700円
イ 特定世帯	350円
ウ 特定継続世帯	525円

宇治市告示第54号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 委託事務
証明書等自動交付サービスによるコンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第55号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益社団法人 宇治市観光協会
宇治市宇治里尻5-9
JR宇治駅前市民交流プラザ1階
- 2 委託事務
宇治市観光センター及び宇治市市営茶室における使用料の徴収
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第56号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の

規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
西小倉地区コミュニティ推進協議会
宇治市小倉町南堀池107番地の1
- 2 委託事務
宇治市西小倉コミュニティセンターの使用料の徴収
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第57号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
東宇治地区コミュニティ推進協議会
宇治市五ヶ庄三番割36番地の5
- 2 委託事務
宇治市東宇治コミュニティセンターの使用料の徴収
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第58号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
南宇治地区コミュニティ推進協議会
宇治市大久保町上ノ山42番地の3
- 2 委託事務
宇治市南宇治コミュニティセンターの使用料の徴収
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第59号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の

規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
横島地区コミュニティ推進協議会
宇治市横島町大川原27番地の5
- 2 委託事務
宇治市横島コミュニティセンターの使用料の徴収
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

訓令甲

宇治市訓令甲第1号

宇治市職員扶養手当取扱規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市職員扶養手当取扱規程の一部を改正する規程
宇治市職員扶養手当取扱規程（昭和26年宇治市規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「他」を「他」に、「もの」を「もの」に、「該当する」を「掲げる」に改め、同条第2号中「場合又は」を「者又は」に、「者であつて」を「者で」に、「場合に」を「ものに」に、「年額1,400,000円」を「年額1,400,000円以上、満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては年額1,500,000円」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別記様式中「様」を「宛て」に改め、「@」を削る。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令甲第2号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和8年3月30日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(宇治市事務決裁規程の一部改正)

第1条 宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）第28条の2の規定に基づく火災に関する注意報の発令に関すること。

別表第2市長公室人事課に関する事項の項中

「」を「」に改め、同項第19号

副課長 副課長 主幹
中「」を「」に改める。
○ ○

別表第2総務・市民協働部市民課に関する事項の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表第2産業観光部産業振興課に関する事項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第2福祉こども部地域福祉課に関する事項の項中「」を「」に改め、同項第8号中

課長 主幹 課長

「」を「」に改め、同部保育支援課に関する事項の項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。 ○

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正)

第2条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

職	掌理事務
技監	建設部及び都市整備部に属する事務の技術的な総轄に関すること。
理事	建設部、都市整備部及び建設総括室に属する事務の調整に関すること。
危機管理監	危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
市長公室	秘書広報課主幹 公用車の運行及び管理に関すること。
	人事課主幹 人材の確保及び育成に関すること。
政策企画部	デジタル政策課主幹 ICTを活用した取組の計画的な推進に関すること。
総務・参事	総務課に属する事務に関すること。
市民協働部	資産活用推進課主幹 庁舎等市有財産に関すること。
	市民協働推進課主幹 (1) 市民相談に関すること。 (2) 消費生活等に関すること。
	税務課担当課長 市税の賦課に関すること。
産業観光部	産業戦略参事 産業戦略に関すること。
人権環境部	人権啓発課主幹 コミュニティワークうじ館の管理及び運営に関すること。
	人権啓発課主幹 コミュニティワークこはた館の管理及び運営に関すること。
	男女共同参画課主幹 男女共同参画の推進及び男女共同参画支援センターに関すること。
福祉こども部	乳幼児教育・保育支援センター担当課長 乳幼児教育・保育推進事業に関すること。

乳幼児教育・保育支援センター主幹		
乳幼児教育・保育支援センター主幹		
乳幼児教育・保育支援センター主幹		
乳幼児教育・保育支援センター主幹		
乳幼児教育・保育支援センター主幹		
こども福祉課主幹	地域子育て支援拠点事業（げんきひろば）及びファミリーサポートセンター事業の施設及び個人情報の管理に関する事。	
こども福祉課主幹	こども家庭相談に関する事。	
こども福祉課主幹	こども家庭センターに関する事。	
保健推進課主幹		
保健推進課主幹	母子保健に関する事。	
保健推進課主幹	母子保健に関する事。	
健康長寿部	参事	国民健康保険課に属する事務に関する事。
	長寿生きがい課主幹	介護予防の推進に関する事。
	長寿生きがい課主幹	生きがい振興に関する事。
建設総括室主幹	(1) 国、京都府等の大型事業の連絡調整等に関する事。 (2) 建設部及び都市整備部に属する主要事務事業の進行管理及び検査に関する事。 (3) 職員の技術的指導及び関係業者の指導に関する事。	
建設総括室主幹		
建設部	維持課主幹	道路に係る一般土木維持修繕工事に関する事。
	施設建築課主幹	建築工事等に関する事。
都市整備部	建築指導課主幹	建築指導に関する事。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中宇治市事務決裁規程第10条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令第3号

宇治市警備員規程を廃止する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市警備員規程を廃止する規程

宇治市警備員規程（昭和40年宇治市訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令第4号

宇治市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市庁舎防火管理規程の一部を改正する規程

宇治市庁舎防火管理規程（昭和53年宇治市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「前条」を「第14条」に、「および」を「及び」に改める。

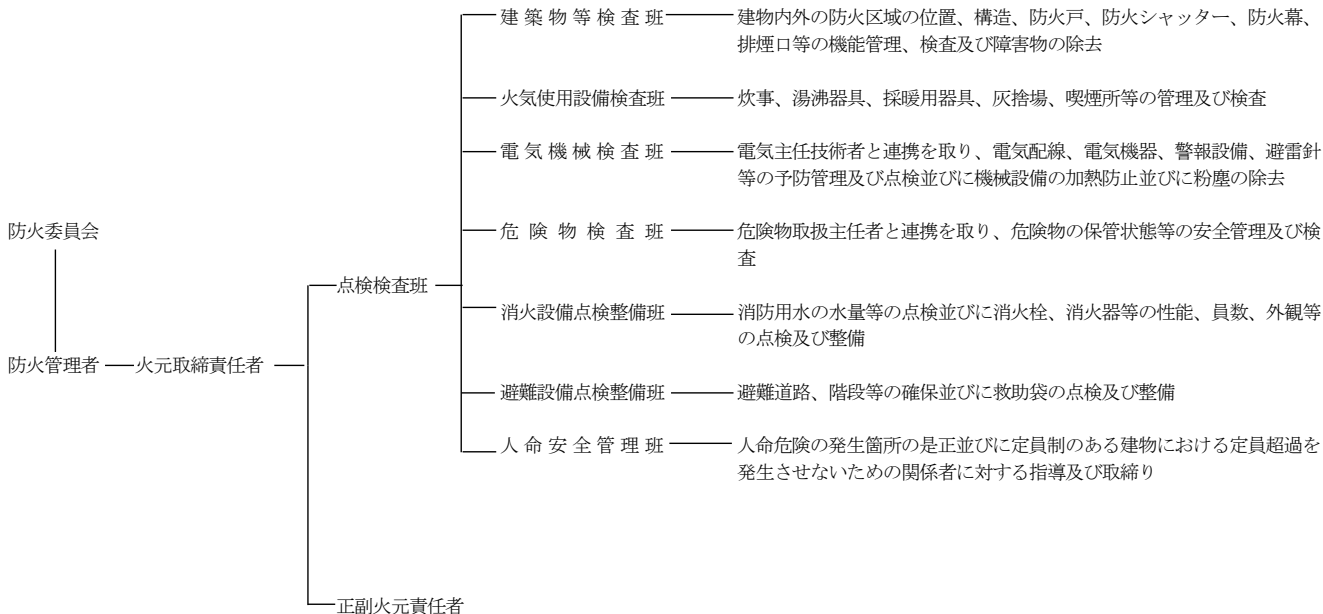
第20条第1項ただし書中「、閉庁時」を「、閉庁時（休日（宇治市の休日を定める条例（平成2年宇治市条例第28号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）及び休日以外の日における職員の勤務時間（宇治市職員の勤務時間及び休日規則（昭和26年宇治市規則第16号）第2条本文に規定する勤務時間をいう。）以外の時間をいう。）」に、「警備員」を「警備業務に従事する者」に改め、同条第3項中「、吸殻等」を「、吸い殻等」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条関係）



別記様式第3号中「別記様式第3号」を「別記様式第3号（第20条関係）」に、「殿」を「宛て」に、「使用責任者氏名」を「使用責任者氏名」に改める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令甲第5号

宇治市職員通勤手当支給規則の運用に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市職員通勤手当支給規則の運用に関する規程の一部を改正する規程

宇治市職員通勤手当支給規則の運用に関する規程（平成2年宇治市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第3号」に、「額」を「額又は駐車場等の料金」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(確認)

第3条の2 市長（教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員にあつては教育長、消防本部及び消防署の職員にあつては消防長）は、現に通勤手当の支給を受けている職員が宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号。以下「条例」という。）第10条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備しているかどうか又は通勤手当の額が適正であるかどうかを確認する必要があると認める場合には、当該職員に定期券、契約書、領収書等の提示又はこれらの写しの提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第6条の2 規則第8条の7第1号ウに規定する市長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 駐車のと度その料金を支払う場合 職員が正規の勤務時間の勤務のため、通勤を1回するのに要する駐車場等の料金に相当

する額の通勤21回分（交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の額。ただし、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その額を調整することができる。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 駐車場等の年間を通じた利用（交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数に12を乗じた回数分の利用）に要する料金に相当する額を12で除した額

第7条第1項中「宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号。以下「条例」という。）」を「条例」に、同条第3項中「、通勤経路」を「、例えば、通勤経路」に、「1箇月当たりの運賃等相当額」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額」に改める。

第8条第3項第2号中「次号」を「次号及び第4号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 最長支給単位期間において使用されるべき駐車場等に係る条例第10条第3項第1号に定める額に残月数を乗じて得た額

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

公告

宇治市公告第25号

菟道小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

菟道小学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 菟道小学校体育館空調設置ほか改修工事
 (2) 工事場所 宇治市宇治塔川102番地
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄骨造 平屋建
- ・延床面積 919㎡

○工事概要

- ・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式
空調機器設置工事 換気設備設置工事
- ・上記に伴う建築工事 一式
空調機器基礎新設工事 外構工事
塗装改修工事、体育館施設の改修工事
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
空調機器の電源工事 換気設備の電源工事
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和9年2月12日まで 261日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者以外の者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

と。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から
 令和8年4月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から
 令和8年4月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年4月27日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行

う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年5月20日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年5月12日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月19日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年5月21日 午後1時30分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、142,230,000円（消費税及び地方消費税相当額

を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第26号

大久保小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

大久保小学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 大久保小学校体育館空調設置ほか改修工事
 (2) 工事場所 宇治市広野町中島1番地の1
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄骨造 2階建
- ・延床面積 1001㎡

○工事概要

- ・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式
 空調機器設置工事 換気設備設置工事
 - ・上記に伴う建築工事 一式
 空調機器基礎新設工事 外構工事
 塗装改修工事
 - ・上記に伴う電気設備工事 一式
 空調機器の電源工事 換気設備の電源工事
 - ・上記に伴う撤去・処分 一式
- (4) 工 種 管工事
 (5) 工事期間 契約日から令和9年2月12日まで 261日間
 (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値(P)が750点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者以外の者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定技術者監理調書
- ② 配置予定現場代理人調書
 (配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和8年4月27日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。